

マンガでよくわかる!

解体

工事

下請・
収集運搬
業者編



マンガでよくわかる!
解体工事
下請・収集運搬業者編



はじめに

三重県内の産業廃棄物の不法投棄については、依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高く、下表のとおり発生件数で約72%、発生量で約97%を占めています。

表 三重県内の不法投棄の状況 (単位:件、(数量トン))

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
確認事案数	48 (468)	41 (438)	58 (831)	40 (792)	34 (988)	221 (3,517)
うち建設系 廃棄物等	39 (422)	30 (425)	39 (814)	28 (780)	24 (971)	160 (3,412)

※数量トンについては、確認できたもののみ集計
 ※建設系廃棄物の割合:72%(160件/221件)、97%(3,412トン/3,517トン)

解体工事には廃棄物処理法のほか建設業法等により規制がなされていることから、不法投棄問題の解決を図るうえにおいても、解体工事の発注から解体後の廃棄物処理までの一連の工程において各法令が遵守されることや業界団体との連携による取組が重要と考えています。こうした考えに基づき、建設業法等を所管する県土整備部3課(建設業課、建築開発課、技術管理課)、大気汚染防止法(アスベスト規制など)を所管する環境生活部大気・水環境課、労働安全衛生法を所管する三重労働局に加え、関係業界団体を構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を令和3年度に設置しました。

この冊子は、上記会議でそれぞれの機関・団体が抱える課題等を共有し、その対策等について意見交換を行うなか、解体工事に係る各種法令の規定を分かりやすく解説した手引きがあると良い、との意見を受けて作成に取り組んだものです。

最後になりますが、本冊子作成にあたり御協力いただいた関係者の皆様に御礼申し上げるとともに、本冊子が多くの方に活用され、解体工事に携わる方々がしっかりとした法令等の理解に基づき適切に対応することで、廃棄物の適正処理・リサイクルと環境保全等に係る取組が一層推進されることを願っています。

三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課



本冊子で解説する
関係法令一覧

【括弧内は冊子で用いている法令略名】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例【産廃条例】
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【フロン排出抑制法】
- 特定家庭用機器再商品化法【家電リサイクル法】
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】
- 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令【分別解体等省令】
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律【労働保険徴収法】
- 建設業法
- 建築基準法
- 労働安全衛生法
- 石綿障害予防規則
- 大気汚染防止法



●この冊子は解体工事に係る主な法令、条項を抽出し解説するものです。
 全ての法令を網羅するものではありませんのでご承知おきください。
 ●この冊子は令和5年3月31日時点での法令を参考に作成しています。

目次

<p>scene 1 解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●元請業者が行う事前調査①【フロン類】 ●元請業者が行う事前調査②【石綿(アスベスト)】 ●元請業者が行う事前調査③【下請負人への届出事項の告知・確認】 <p>scene 2 解体工事業者登録票の掲示について ... 12</p> <ul style="list-style-type: none"> ●解体工事現場には標識等の掲示が義務付けられています <p>scene 3 工事開始にあたって 14</p> <ul style="list-style-type: none"> ●解体工事で発生する特定建設資材は工事現場で分別・再資源化等をしなければなりません <p>scene 4 石綿(アスベスト)除去工事について ... 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ●石綿(アスベスト)除去の作業基準を守るとともに、作業状況を確認・記録しましょう <p>scene 5 残置物の処理は誰の責任? 19</p> <ul style="list-style-type: none"> ●残置物の処理は「施主(発注者)=建築物の所有者」の責任です 	<p>scene 6 解体工事現場外での保管 21</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事現場外で産業廃棄物を保管する場合の注意事項 <p>scene 7 解体工事現場外での保管(処理基準) ... 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事現場外で産業廃棄物を保管する場合の基準(処理基準) <p>scene 8 産業廃棄物の運搬とマニフェスト 26 (産業廃棄物管理票)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物の運搬時の注意事項について ●マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用について <p>scene 9 工事完了後の検査 31</p> <p>column 1 電子マニフェストを活用しよう! 33</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電子マニフェスト制度について <p>column 2 三重県における不法投棄等の状況 35</p> <p>各種お問合せ先一覧 37</p> <p>監修・協力団体 38</p>
---	---

解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

scene
1-1

登場人物



元請業者

建設業許可(土木工事業)
主任技術者(建設業法)
建築物石綿含有建材調査者
産業廃棄物の管理者
(建設副産物対策の責任者)



下請作業員A

下請負人
兼収集運搬業者

三重県で解体工事業登録
技術管理者(建設リサイクル法)
産業廃棄物収集運搬業許可あり
「積替・保管なし」
現場責任者
石綿作業主任者



下請作業員B



施主(発注者)
建築物の所有者

ストーリーについて

三重県〇〇市内にて、
建築物(戸建て一般住宅で延床面積80㎡以上)を解体し、
更地にする解体工事(契約金額500万円未満)に
ついて解説していきます。

戸建住宅等の解体工事を受注するには、資格が必要です。

- 契約金額が500万円以上の解体工事※1
建設業許可【建設業法第3条】
- 契約金額が500万円未満の解体工事※2
解体工事業登録【建設リサイクル法第21条】

※1 建設業法における解体工事業の許可の取得が必要です。
※2 工事を行おうとする区域ごとに、管轄する都道府県の登録が必要です。
※2 建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を取得している場合、建設リサイクル法の登録は必要ありません。
※1※2 建設業許可、解体工事業登録は、ともに有効期間は5年で、更新が必要です。



解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約



*1: 産廃条例第7条で処分先の実地確認が義務付けられています。

解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約



*2: 解体工事現場の外で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第3項若しくは、産廃条例第8条に基づく届出が必要なケースがあります。(詳細はP23を確認ください。)

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約



元請業者が行う事前調査①【フロン類】

フロン類の大气放出は法律(フロン排出抑制法)違反となります

フロン排出抑制法では、フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している「業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)」の廃棄等の際にフロン類の回収を義務づけています。

(フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品の例)



解体工事を依頼されたらフロン類の確認をしましょう。

- 解体する建築物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書に結果を記入し、その内容を施主(発注者)に説明します。
- 事前確認書を施主(発注者)と元請業者がそれぞれ3年間保存します。
- フロン排出抑制法に該当する機器が「ない」場合でも、書面を保存してください。

工事の発注者(施主)

フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。



違反した場合、50万円以下の罰金

元請業者

やるべきこと

- ①解体する建築物において業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の有無を「現場・図面を見ながら」事前確認し、その結果を書面で施主(発注者)に説明。
その書面の写しを3年間保存。
- ②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。(施主(発注者)から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)
- ③フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



廃棄物・リサイクル業者

フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に大きな影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。

エアコン1台分
業務用エアコン1台に含まれるフロンは約20kg

約50t-CO₂

レジ袋約150万枚分

トラック地球2.4周分

詳細は、環境省のフロン排出抑制法ポータルサイトをご覧ください。

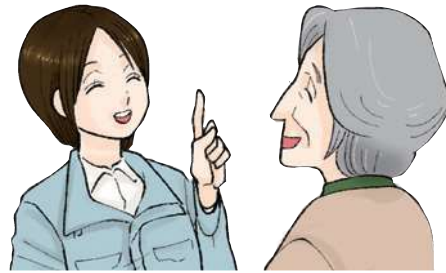
フロン排出抑制法ポータルサイト 検索 <https://www.env.go.jp/earth/furon/>



元請業者が行う事前調査② 【石綿(アスベスト)】

大気汚染防止法

建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、**工事の規模、請負金額に関わらず**、事前に法令に基づく石綿の使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。

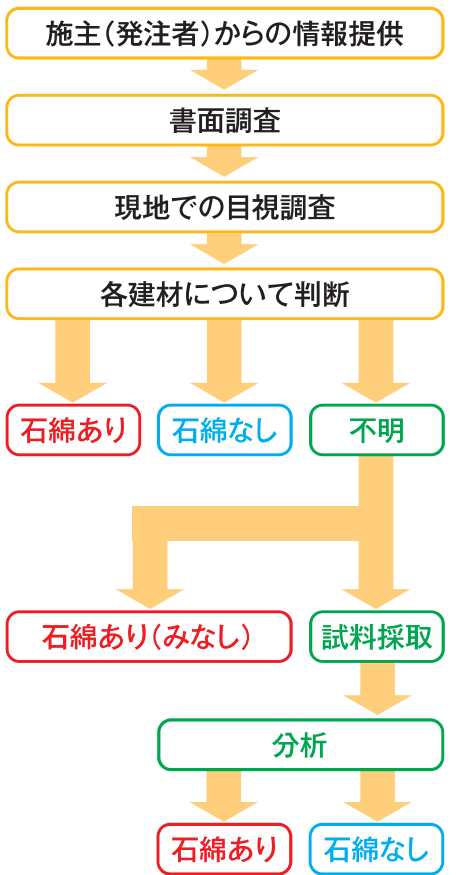


事前調査の実施方法

●事前調査では、まず書面調査及び現地での目視調査を実施し、これらの調査で**建材の石綿含有の有無がわからなかった場合は分析調査**を行い、石綿含有の有無を判断する。

書面調査及び現地での目視調査を原則として実施する。

書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が不明な場合に分析調査を行う。



事前調査のポイント。

- 建築物の事前調査を行う者は、石綿に関し一定の知見を有し、実際に調査を実施した上での確かな判断ができる**建築物石綿含有建材調査者**である必要があります。(令和5年10月から)
- 書面調査では、設計図書や石綿含有建材データベース等を使用した調査を行ってください。
- 現地での目視調査では、現地で各部屋、部位の網羅的な確認を行ってください。(書面調査との相違等を確認。)



施主(発注者)への調査結果説明

元請業者は施主(発注者)に対して書面により**事前調査の結果等を説明することが義務づけ**られています。

事前調査結果報告(元請編P21)で使用する「石綿事前調査結果報告システム」のデータを活用して、説明に必要な書面や作業概要に関する書式様式を作成できるツールを環境省等のサイトで公開しています。

環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



詳細は、下記ホームページをご覧ください。

- 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

- 厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト

石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

- 環境省 アスベスト関連ページ

環境省 建物を壊すときにはどうしたら良い?

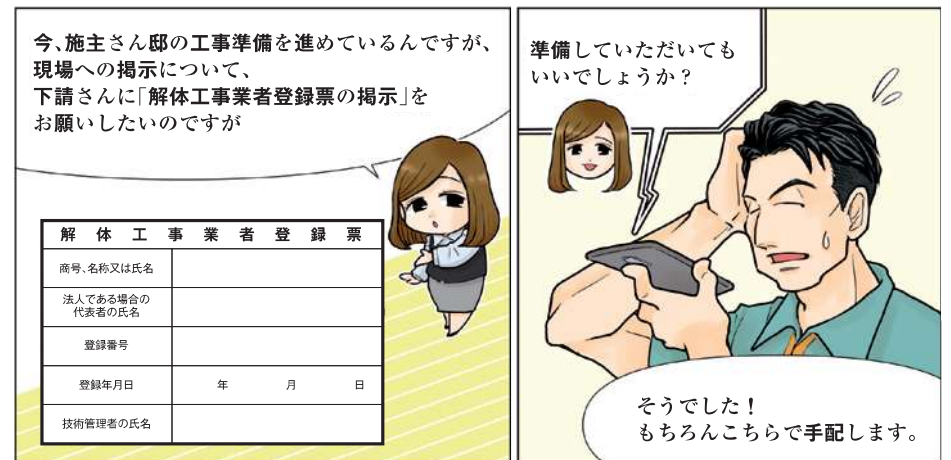
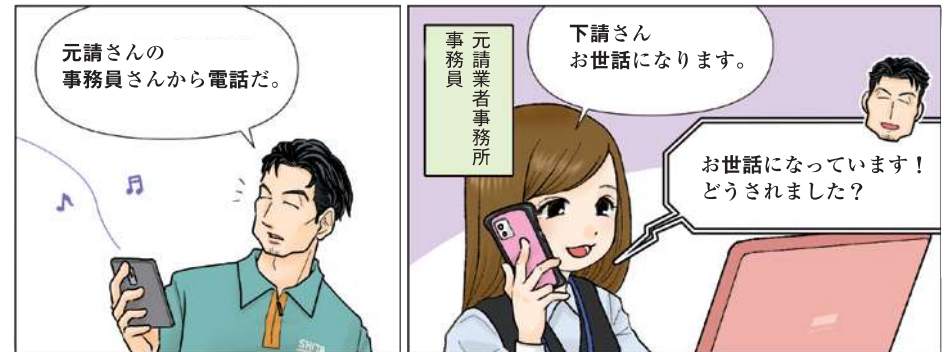
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>



解体工事業者登録票の掲示について

scene

2



元請業者が行う事前調査③ 【下請負人への届出事項の告知・確認】

建設業法・建設リサイクル法



建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。

当該下請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。(建設リサイクル法第13条、分別解体等省令第4条)



下請負人との契約書に記載する事項のポイント

下請負人は、施主(発注者)が届出た分別解体等の方法がわからなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請負人へ告知しなければなりません。下請負人はそれを確認する必要があります。

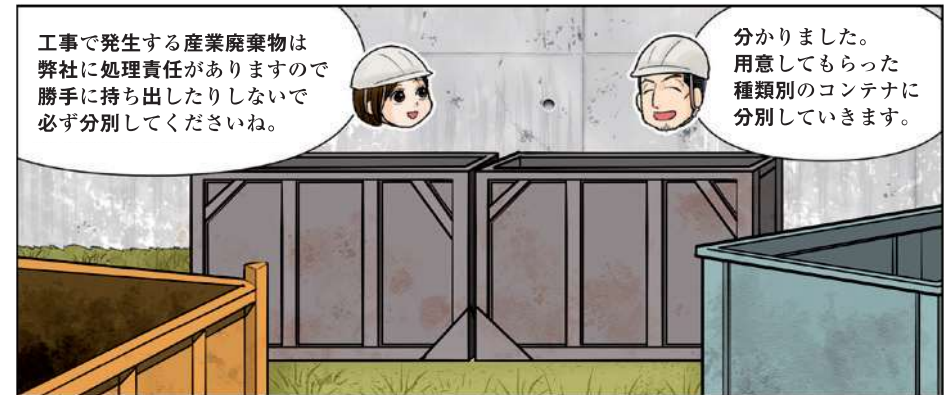
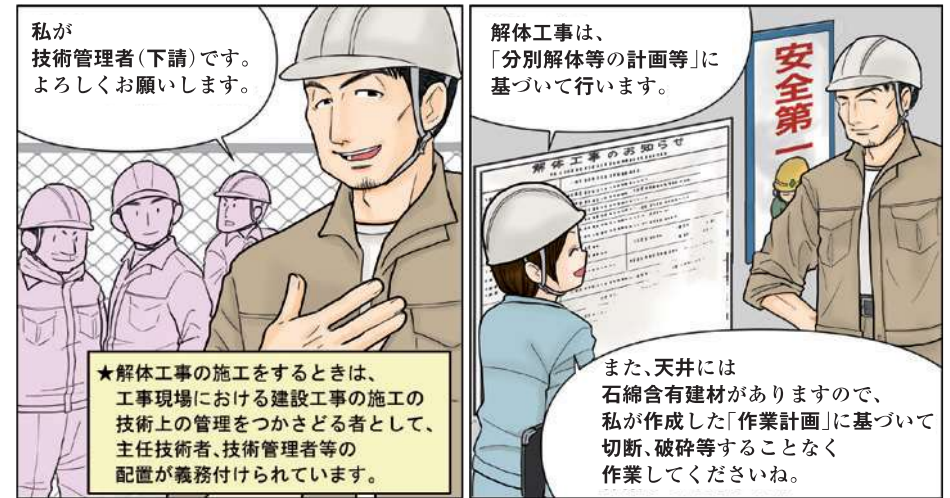
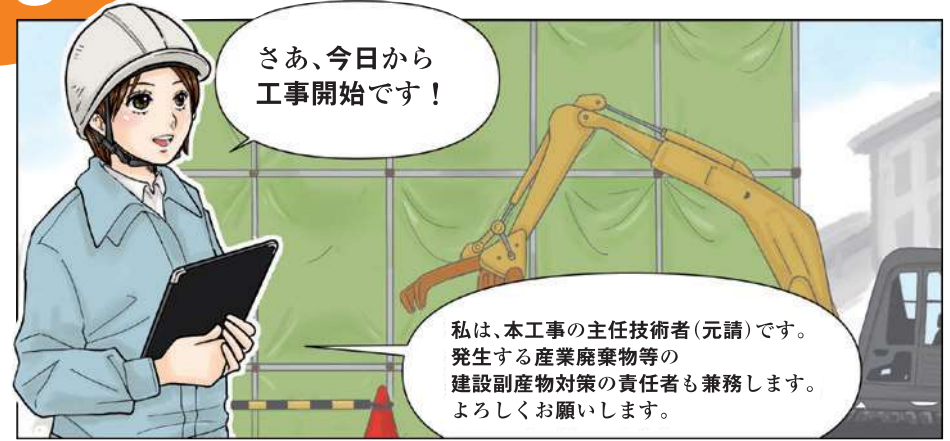
下請負契約においては、施主(発注者)と元請業者との契約と同様、下記①～④の内容を契約書面に記載する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」[0円]となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており(廃棄物処理法第12条)、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

- 契約書記載事項
- ①分別解体等の方法
 - ②解体工事に要する費用
 - ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - ④再資源化等に要する費用

1 分別解体等の方法 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)		
工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	□手作業 □手作業・機械作業の併用
2 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額) _____ 円(税込) ※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。		
3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額) _____ 円(税込) ※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。		

解体工事現場には 標識等の掲示が義務付けられています

建設業法・建設リサイクル法・労働保険徴収法
労働安全衛生法・大気汚染防止法



工事現場に掲示すべき許可票等の**主な一覧**は以下のとおりです。

番号	標識名称	注意事項	関係法令等
①	建設業の許可票	・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示 ・標識寸法/縦25cm×横35cm以上	建設業法第40条
②	解体業者の登録票	・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示 ・標識寸法/縦35cm以上×横40cm以上	建設リサイクル法第33条
③	労災保険関係成立票	・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示 ・標識寸法/縦25cm×横35cm 地色/白、文字/黒	労働保険徴収法施行規則第77条
④	作業主任者の表示	・工事現場の労働者(作業者)の見やすい場所又は必要な箇所に掲示 ※(「作業主任者の選定を必要とする作業」や「資格を必要とする作業」を現場で行う場合に掲示が必要です。) ※(標識寸法/規定なし)	労働安全衛生規則第18条
⑤	石綿に関連する掲示	・大気汚染防止法施行規則では公衆の見やすい場所、石綿障害予防規則では作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。 ・標識寸法/29.7cm×42cm以上 ・事前調査の結果に関する掲示は石綿の有無に関わらず必要です。 ・作業内容等に関する掲示は石綿含有建材の除去等作業を行う場合に必要です。	大気汚染防止法施行規則第16条の4、第16条の9、第16条の10 石綿障害予防規則第3条第6項

※石綿障害予防規則第3条第6項は、令和5年10月1日以降、同条第8項に改正となります。



今回の工事で下請負人が用意すべき標識は
解体工事業登録をしているので **②解体業者の登録票**と
石綿作業主任者をおいているので **④作業主任者の表示**です。

※場合によって異なるため元請業者に確認を行ってください。

●解体業者の登録票の例

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

↑ 35cm 以上 ↓
← 40cm 以上 →

●作業主任者の表示の例

石綿作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他消費者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者氏名

石綿(アスベスト)除去工事について



解体工事で発生する特定建設資材は工事現場で分別・再資源化等をしなければなりません

建設リサイクル法



建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート(以上、特定建設資材)を工事現場で分別しなければなりません。また、分別解体によって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等をしなければなりません。

特定建設資材を工事現場で分別

① コンクリート		② コンクリート及び鉄から成る建設資材	
③ 木材		④ アスファルト・コンクリート	

再資源化等・適正処理

建設リサイクル法の対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化をしなければなりません。なお、木材についても再資源化をしなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らすこと(縮減)で足りるとされています。縮減する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

解体工事の体制について

- ①建設業の許可業者においては主任技術者等又は解体工事業の登録業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業登録の標識を掲示しなければなりません。
- ②工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。(上記主任技術者等が兼務することが望まれます。)

石綿含有建材の種類と廃棄物処理法上の取扱い

石綿含有建材の種類	吹付け石綿(レベル1)	耐火被覆材(レベル2)	その他の石綿含有建材(レベル3)
廃棄物処理法上の取扱い	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物(産業廃棄物)

石綿(アスベスト)除去の作業基準を守るとともに、作業状況を確認・記録しましょう

大気汚染防止法

作業基準について

除去工事は、事前に元請業者が作成した作業計画に基づき、作業基準を守って行いましょう。

【作業基準の例】(大気汚染防止法第18条の14、同法施行規則第16条の4第6項)	
特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	※除去時は①、②またはこれと同等以上の措置(※1)を講ずること
	①切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること (1)除去部分の周辺を事前に養生すること (2)除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
その他の石綿含有成形板等	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(※1)の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと
	①切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法による除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1…同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)
 ※2…薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能をもつ局所集じん装置を使用して除去を行う。
 ★石綿障害予防規則に基づく、作業方法(作業基準)についても遵守してください。

労働者の石綿粉じんばく露防止対策

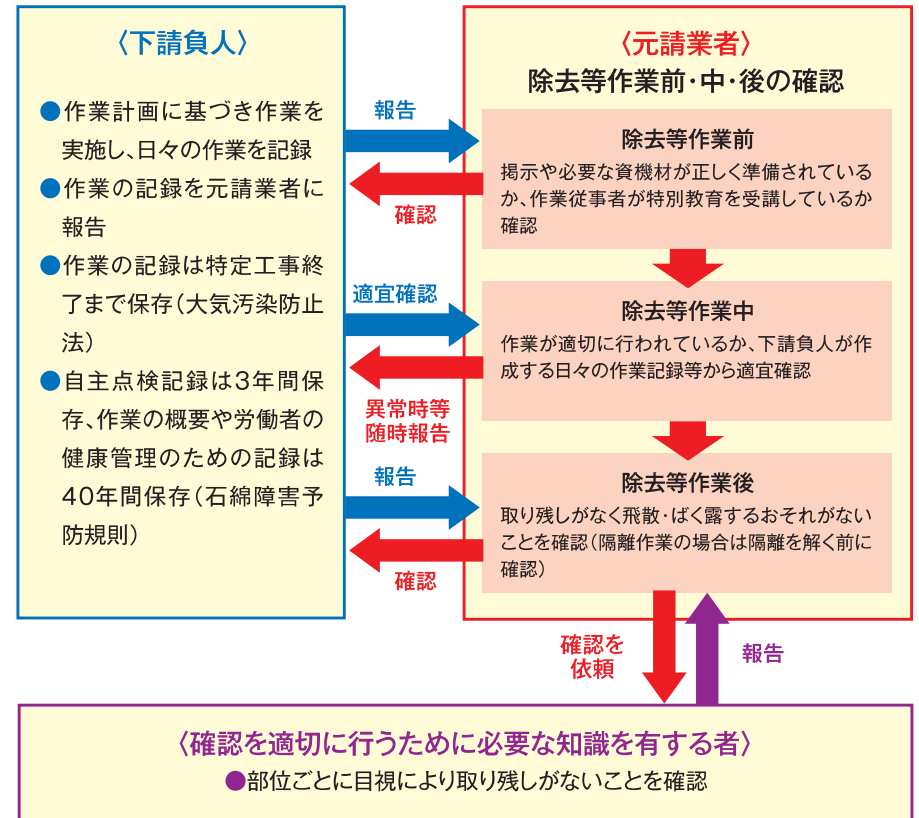
●労働者の健康障害を防止する観点から、以下が石綿障害予防規則により義務づけられています。

- 石綿作業主任者の選任
- 労働者への特別教育の実施(対象は工事に従事する労働者全員です)
- 適切な呼吸用保護具の使用
電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク[RS3・RL3]を使用してください。
- 保護衣又は作業衣の使用
- 作業に関係ない者の立入禁止措置
- 作業の記録及び保管(40年間)
- 健康診断の実施及び記録の保管(40年間)
- 飲食と喫煙の禁止



※石綿吹付け材や石綿含有保温材等の除去作業では、より嚴重な飛散・ばく露防止対策を講じるとともに届出等が必要です。

除去等の作業の流れ



作業実施状況の記録

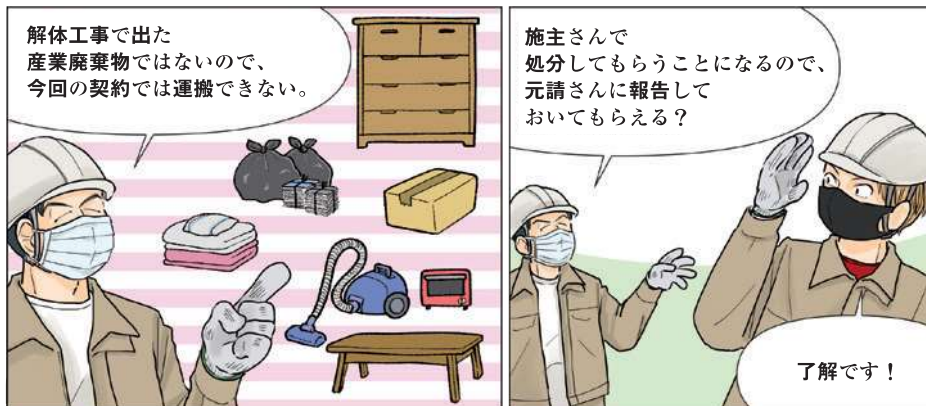
- 元請業者は下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。

取り残し等の確認

- 元請業者は除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、知識を有する者に目視で確認させる必要があります。

石綿(アスベスト)関連の詳細は、P10に記載されているホームページをご覧ください。

残置物の処理は誰の責任？



残置物の処理は

『施主(発注者)=建築物の所有者』の責任です

建築物の解体時に「施主(発注者)=建築物の所有者」が残置した廃棄物(残置物)は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)とは異なり、その処理責任は施主(発注者)にあります。

残置物のうち廃家電4品目は、施主(発注者)に家電リサイクル法に基づき処理をするように依頼してください

残置物は、施主(発注者)に処理責任があり、撤去するのが本来のルールであることを元請業者は施主(発注者)に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法に則した適正な処理(廃棄)を依頼してください。

家電4品目とは

家電リサイクル法の対象品目である「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」(いずれも家庭用機器に限る)のこと。
※事業所で使われている家庭用機器(家電4品目)も、家電リサイクル法の対象です。



施主(発注者)から、建築物解体の際に残された廃家電4品目の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

- 廃家電4品目が一般廃棄物にあたる場合(一般家庭から排出される家電4品目である場合) その収集運搬を受託するためには、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。一般廃棄物収集運搬業許可(又は市町村からの委託)を有さない解体工業者が収集運搬を行った場合、**廃棄物処理法に違反**します。
- 廃家電4品目が産業廃棄物にあたる場合(事業所から排出される家電4品目である場合) 排出事業者からその収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工業者が収集運搬を行った場合、**廃棄物処理法に違反**します。
- 廃家電4品目は、指定引取場所に持ち込んでリサイクルしてください。
- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができる解体工業者が、引き取った廃家電4品目を指定引取場所に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、**家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反**します。

- 詳細は、一般財団法人家電製品協会のホームページをご覧ください。

家庭における家電4品目の排出方法案内サイト(一般家庭向け)
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>



事業所における家電4品目の排出方法案内サイト(事業所向け)
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/business/>

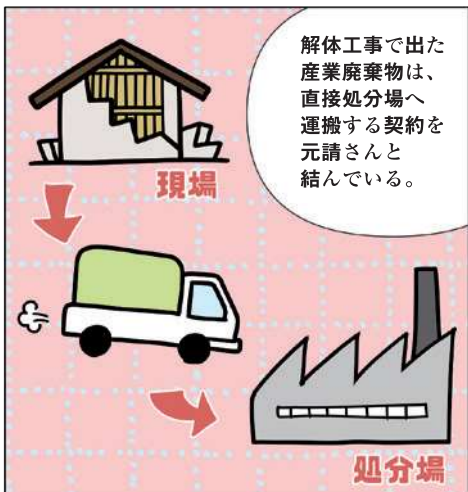


- 三重県内の指定引取場所は、三重県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/eeco/cycle/64524014582.htm>



解体工事現場外での保管



解体工事現場外での保管

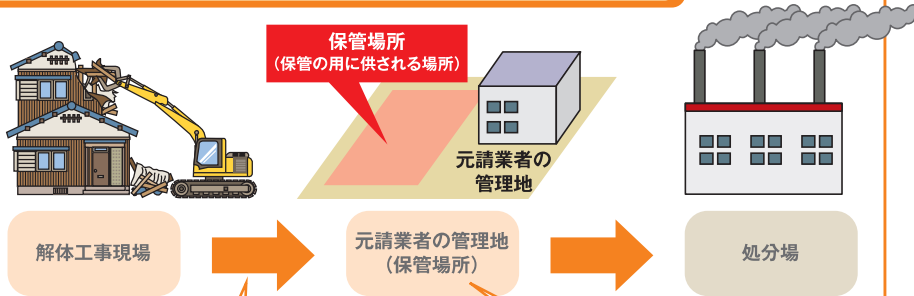


工事現場外で産業廃棄物を保管する場合の注意事項

廃棄物処理法、産廃条例

解体工事現場の外に産業廃棄物を持ち出す行為は、「産業廃棄物の運搬」になります。解体工事現場から直接、処分場に運搬しない場合は注意してください。

元請業者の管理地で産業廃棄物を保管する場合



- 産業廃棄物の運搬にあたりますので、処理基準がかかります。
- 運搬の方法としては、次の方法があります。
 - ・元請業者が自分で運搬する
 - ・元請業者が収集運搬業者に委託する

- 産業廃棄物の保管にあたりますので、処理基準がかかります。
- 保管場所の面積により、事前の届出が必要になります。

■ 廃棄物処理法第12条第3項

事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

- ①対象廃棄物:建設工事(廃棄物処理法第21条の3第1項)に伴い生ずる産業廃棄物
- ②対象面積:保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上

■ 産廃条例第8条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を生じた場所以外の場所(県の区域内に限る。)で自ら保管するときは、保管を開始する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

- ①対象廃棄物:産業廃棄物(限定なし)
- ②対象面積:保管の用に供される場所の面積が100平方メートル以上



例えば、面積250平方メートルの保管場所で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合は、産廃条例の届出が必要となります。

元請業者以外の管理地で産業廃棄物を保管する場合

元請業者の管理地以外(排出事業者ではない第三者の管理地)での産業廃棄物の保管は、「積替・保管あり」の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者の保管場所に限られます。



工事現場外で産業廃棄物を保管する場合の基準(処理基準)

廃棄物処理法

- 保管場所は、周囲に**囲い**(廃棄物の加重がかかる場合は構造耐力上安全なもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所であることの掲示板が設置されていること。

(掲示板の例)

産業廃棄物保管施設	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者名称 連絡先	三重県〇〇市 (株)元請 代表取締役 ●●●●● 電話 ××××××××
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

60cm以上

掲示板の規格

- 寸法(縦60cm×横60cm)以上
- 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい
- 文字は読みやすく鮮明
- 雨水等によって汚損したり、文字が消えたりするものでないこと

表示内容

- 産業廃棄物の保管場所である旨
- 保管する産業廃棄物の種類
- 管理者の氏名又は名称、連絡先
- 最大積み上げ高さ(屋外において、容器を用いずに保管する場合のみ)

60cm以上

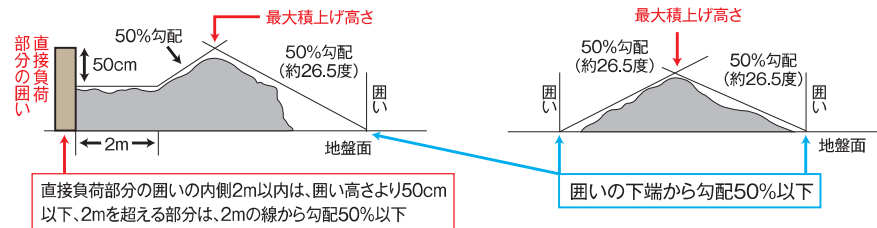
- 保管場所から産業廃棄物が**飛散・流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないような措置**を講ずること。

汚水が生ずるおそれがある場合

当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性材料で覆うこと。

屋外で産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合

- (1)片方が直接負荷部分の**囲い**で、片方が廃棄物に接していない**囲い**の場合
- (2)両方が廃棄物に接していない**囲い**の場合



- 保管の場所には、**ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように**すること。
- 石綿含有産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物への措置を講ずること。
- 保管する産業廃棄物の数量が、保管場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないこと。

scene 8-1

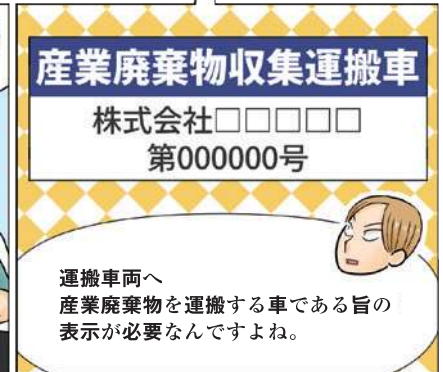
産業廃棄物の運搬とマニフェスト(産業廃棄物管理票)



よし、運搬に行こうか。



運搬の際にも守ることがあるのは知ってる？



運搬車両へ
産業廃棄物を運搬する車である旨の表示が必要なんですよ。



他にも、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しの携行が必要…であってますか？



もちろんマニフェストも必要だ。さっき元請さんから交付されたマニフェスト持ってるか？

そうだね。積み下ろし場所の許可証が必要なんだ。

A票以外のマニフェストちゃんとここにあります。

産業廃棄物の運搬時の注意事項について

廃棄物処理法

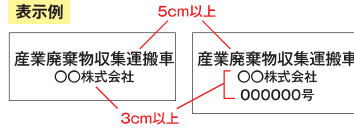
運搬時の基準

産業廃棄物を運搬する際には、下記の基準(産業廃棄物処理基準)を守ることが必要です。

表示義務について 運搬車で産業廃棄物を運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者(元請業者)が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を運搬する車両である旨の表示
2. 排出事業者(元請業者)名



産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を運搬する車両である旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号(下6けた以上)

- 注意点**
- 見やすいこと
 - 鮮明であること
 - 両側面に表示すること
 - 識別しやすい色の文字であること

産業廃棄物収集運搬車



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



左右で表示位置が違ってても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。

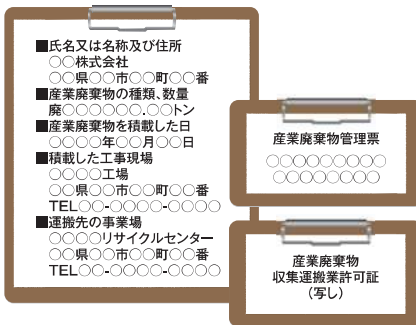
書類の携帯義務について 産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者(元請業者)が自分で運搬する場合

〈書類例〉

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した工事現場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称



産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・マニフェスト(産業廃棄物管理票)
- ・許可証の写し

ちなみに産業廃棄物の収集運搬業の許可のことは理解してる？



解体工事で出た産業廃棄物は元請さんのゴミなので、元請さんが運ぶ場合は収集運搬業の許可はいらなくても、今回のように、元請さん以外が運ぶ場合は、収集運搬業の許可がないとできないんだ。



解体工事の下請をする場合、①解体工事をするのと、②産業廃棄物(元請さんのゴミ)を運ぶことでは、適用される法律が違うから、それぞれ別の許可等が要るんだよ。

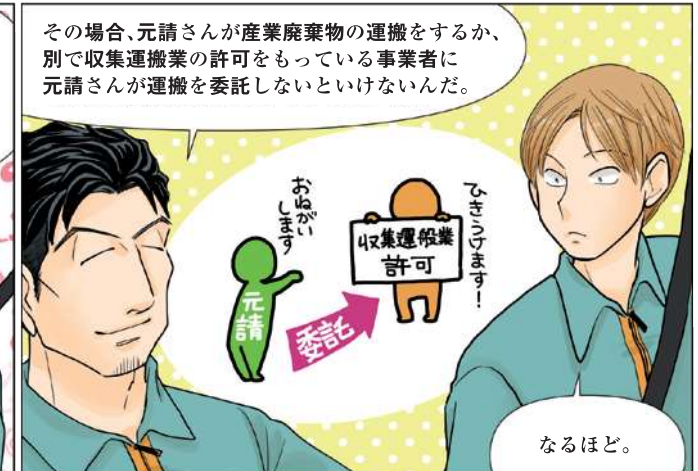


- ①解体工事をするには「建設業許可」または「解体工事業登録」、
- ②産業廃棄物を運ぶには「収集運搬業の許可」がいるということですね。

我々と違って、収集運搬業の許可がない事業者が解体工事をする場合はどうなるんですか？



その場合、元請さんが産業廃棄物の運搬をするか、別で収集運搬業の許可をもっている事業者に元請さんが運搬を委託しないとイケないんだ。

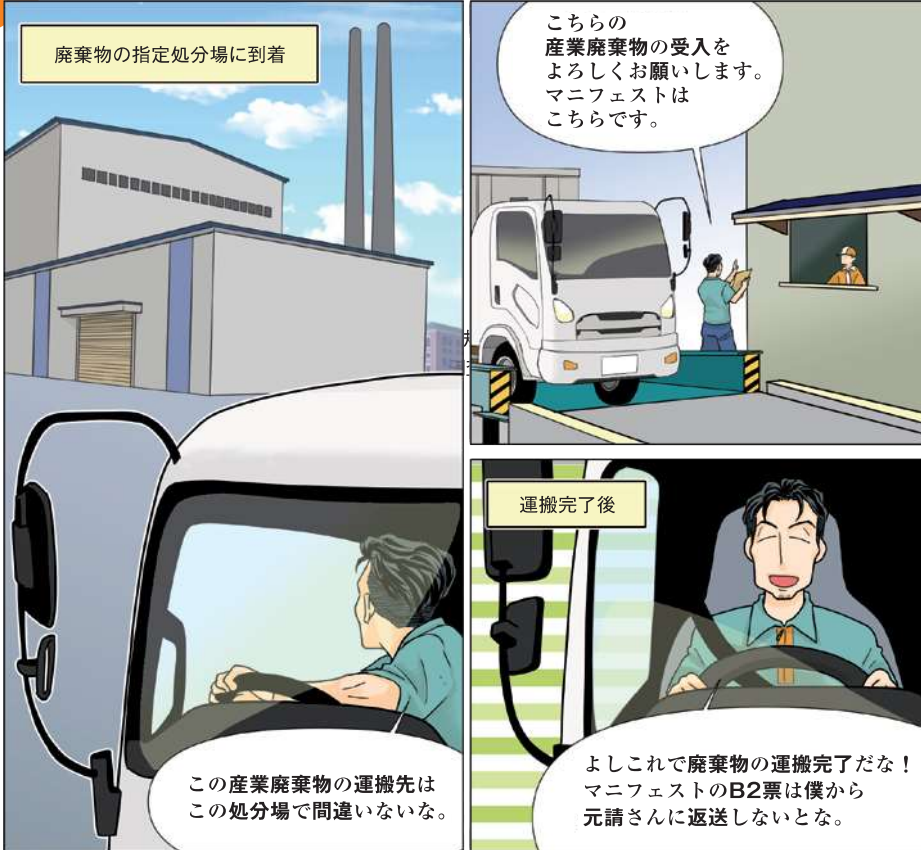


なるほど。

※産業廃棄物処理基準には、上記のほか「飛散・流出防止措置」等の基準があります。

産業廃棄物の運搬とマニフェスト (産業廃棄物管理票)

産業廃棄物の運搬とマニフェスト(産業廃棄物管理票)

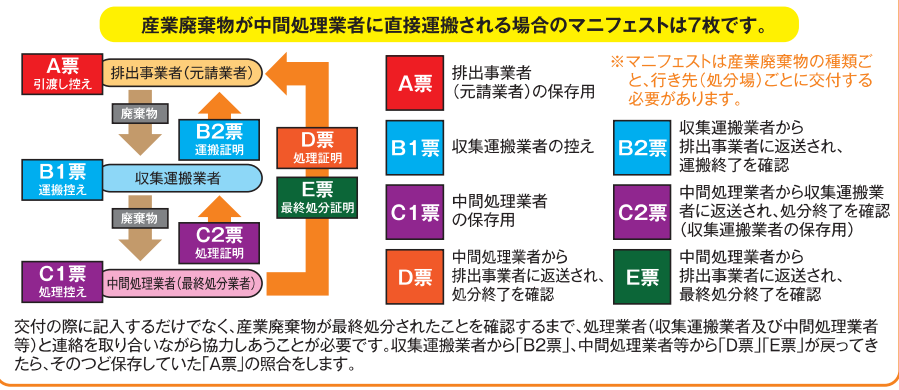


廃棄物処理法

マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用について

マニフェスト使用のポイント

- マニフェストを使用する上では、廃棄物処理法により定められた下記の事項を守ることが必要です。
- 産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分場)ごとに交付する。
 - 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
 - 排出事業者(解体工事の場合は元請業者)のマニフェスト交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。
 - マニフェスト交付の日から5年間A票を保存する。
 - 処理業者から送付された写しを、送付を受けた日から5年間保存する。



「A票」は交付した日から、「B2票」「D票」「E票」は送付を受けた日から5年間保存します。

次の場合は、知事等に報告の義務が発生します

- 下記のような場合、マニフェスト交付者は知事等に報告を行わなければなりません。
- | | |
|---------|--|
| 対象となる場合 | ① マニフェストが返送されてこないとき
直行用マニフェストの場合、マニフェスト交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に「B2票」及び「D票」が返送されてこない場合、およびマニフェストの交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨の「E票」が返送されてこない場合 |
| | ② 記載漏れのあるマニフェストの送付を受けたとき |
| | ③ 虚偽記載のあるマニフェストの送付を受けたとき |
| 提出期限 | ① 期間が経過した日から30日以内 ② 送付を受けた日から30日以内 |
| | ③ 虚偽記載のあることを知った日から30日以内 |
| 報告内容 | 処理業者に問い合わせて処理の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講じた後、その講じた措置内容を知事等に報告します。 |

●マニフェストの交付者は報告書を作成し、知事等に提出する必要があります。詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 マニフェスト <https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/23769014530.htm>



マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用について

工事完了後の検査

キレイさっぱりですね～！
早速検査を始めます。



検査は合格とします！
これで解体工事の
下請負契約については
終了です。
マニフェストも
返送して
いただいていますので、
産業廃棄物の
収集運搬契約も
終了です。



今回は法令をしっかり守った工事、
ありがとうございました。
今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました！
今後ともよろしく願いいたします。



解体工事に関する

column

- 電子マニフェストを活用しよう！
- 三重県における不法投棄等の状況



電子マニフェストを活用しよう!

当社は、
今後、電子マニフェストを
利用する予定なんだ。



電子マニフェストですか。
最近使う人が
増えているんですね。



インターネットで情報のやり取りができて
データの透明性があるし、
入力漏れも防げるしね。
また、紙で保管しなくていいので、
管理がしやすくして便利だからね。

紙マニフェストは、
保管のスペースを
とってしまいますよね。



当社は元請として、工事をする場合もあるけど
紙マニフェストを使用している場合は、
元請として、マニフェストを交付した際の
交付状況を1年間分、報告書にまとめて報告する
必要がある。



だけど、
電子マニフェストを
使用している場合は
それが不要なんだ。



それは、楽になりますね。

ただ、電子マニフェストを利用して
運搬する場合であっても、
許可証の写しの他、
電子マニフェスト加入証の写しと
必要事項を記載した書類等を
携帯する必要はあるから注意してね。



そうですね。
覚えておきます!

電子マニフェスト制度について

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやりとりする仕組みです。

電子マニフェストの特徴

事務処理の効率化

- マニフェストの保存が不要
- 排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

マニフェストの情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペース確保が不要となります。

運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

※交付状況報告については、本冊子P30を確認ください。

データの透明性

- 関係者が常に閲覧可能

マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全です。処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いもみつけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。

法令の遵守

- 記載必要事項や報告期限の管理

マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストでは、必要項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者には通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

電子マニフェスト ご利用の注意点

産業廃棄物の運搬車は次の書面の備え付け(携帯)が義務付けられています。

- ① 許可証の写し
- ② 電子マニフェスト加入証の写し
- ③ 次の事項を記載した書類

- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
※書面の代わりに電子情報や連絡機器で代用可能



三重県における不法投棄等の状況

先日、三重県が主催する研修会に参加してきたんだ。

不法投棄の大部分を建設系廃棄物が占めている。[※]特に、10t超の大規模な不法投棄については、すべて建設系廃棄物だったらしい。

どんな話でした？

具体的に、どういう不法投棄があるんですか？

建設混合廃棄物、「解体ミンチ」と言われるものの投棄との説明だったよ。

「解体ミンチ」というと、解体工事によって発生したゴミが混じったものですよな。

そうだね。現場で分別していないので処分費が高いし、受け入れ先も限られてくる。処分費を浮かせるために不法投棄されることが多いと言っていた。

また、壁土(かべつち)が不法投棄されることもあるらしい。

日本家屋で使われているものですよな。

そう、土のように見えるけど、藁や竹などが混じっていて、純粋な土ではないんだ。

これを畑や土地のかさ上げに使いたいという話が、施主様から出ることもあるけど、不法投棄に該当するおそれがあるので、適正に処分することが必要なんだ。

※三重県内の不法投棄の状況については「はじめに」を参照ください。

三重県における不法投棄等の状況

施主様から言われると、断りづらい気がしますけど、

事業者として、やっちはいけないことを理解しておくことが大事ですね。

他に、県への通報内容の話もあったよ。

不法投棄の通報が多いんですか。

そうだね、不法投棄の通報が一番多いね。野外焼却の通報も多いんだ。

野外焼却ですか。

不法投棄や野外焼却をするとどうなるんですか？

行政処分 刑事罰

解体工事で出た木くずなどの産業廃棄物を、適正に処分せず、焼いてしまう事例の話があったよ。

発生する煙や悪臭など、周辺環境への影響も気になりますね。

不法投棄や野外焼却は、廃棄物処理法違反として行政処分の対象になるし、罰則もある。

こうした場合、元請さんが行為者でなくても排出事業者としての責任が問われることになる。

分別をしっかりすることで、リサイクルしやすくなり、処分費も安く抑えることができる。不適正処理は絶対にしてはいけないよ。

分かりました。

それは大変なことですね…。

三重県令和4年度建設系廃棄物適正処理セミナーについて
<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m0058900050.htm>



各種お問合せ先一覧

令和5年度

不要家電・残置物処理について

●一般廃棄物について

三重県 環境生活部 環境共生局 資源循環推進課 TEL 059-224-3310
shigenj@pref.mie.lg.jp

●産業廃棄物について

三重県 環境生活部 環境共生局 廃棄物対策課 TEL 059-224-2483
haikik@pref.mie.lg.jp

建設リサイクル法について

●解体工事業登録について

三重県 県土整備部 建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660
kengyo@pref.mie.lg.jp

●建築物について

三重県 県土整備部 建築開発課 建築審査班 TEL 059-224-2709
kenchiku@pref.mie.lg.jp

●建築物以外の工作物(土木工事等)について

三重県 県土整備部 技術管理課 技術管理・DX推進班 TEL 059-224-2918
gijyutsu@pref.mie.lg.jp

建設業法について

三重県 県土整備部 建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660
kengyo@pref.mie.lg.jp

フロンについて

三重県 環境生活部 環境共生局 地球温暖化対策課 TEL 059-224-2368
earth@pref.mie.lg.jp

アスベストについて

●大気汚染防止法

三重県 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課 大気環境班 TEL 059-224-2380
mkankyo@pref.mie.lg.jp

●石綿障害予防規則、労働安全衛生法

三重労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 059-226-2107
kenkouanzenka-miekyoku@mhlw.go.jp

産業廃棄物及び本冊子について

三重県 環境生活部 環境共生局 廃棄物監視・指導課 TEL 059-224-2388
kanshi@pref.mie.lg.jp

◆ 監 修 ◆

- 三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課
- 三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
- 三重県 環境生活部 大気・水環境課
- 三重県 環境生活部 地球温暖化対策課
- 三重県 県土整備部 建設業課
- 三重県 県土整備部 建築開発課
- 三重県 県土整備部 技術管理課
- 三重労働局 労働基準部 健康安全課

◆ 協力団体 ◆

- 一般社団法人三重県産業廃棄物協会
- 一般社団法人三重県建設業協会
- 一般社団法人三重県解体工事業協会
- 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会



令和5年3月31日発行

発行 三重県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

本冊子の著作権等の権利は三重県に帰属します。
無断複写・転載はご遠慮ください。